

24 まち B ア-3 第 1 号

平成 24 年 5 月 31 日

各地域審議会会長 様

安曇野市長 宮 澤 宗 弘

諮 問 書

下記の事項について、南安曇郡豊科町、同郡穂高町、同郡三郷村、同郡堀金村及び東筑摩郡明科町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書第 3 条第 1 項第 4 号の規定により、貴地域審議会の意見を求めます。

記

市民と行政の協働に向けた、行政システムのあり方について

諮問の趣旨

安曇野市が誕生して7年半が過ぎました。市は、平成20年3月に、市の目指すべき将来像とその実現に必要な諸施策の方向性を定めた「第1次安曇野市総合計画」を策定し、将来都市像を「北アルプスに生まれ 心こほり輝く 田園都市 安曇野」と定め、市民と行政が協働・連携を深めながら、恵まれた自然環境の保全と産業機能や生活機能がバランスよく配置された魅力的な都市環境の創造に努め、市民一人ひとりが輝きながら、成長・発展する地域を目指してきました。

この総合計画の基本構想では、自助・共助・公助に基づく協働のまちづくりを目指すことを、また基本計画では、コミュニティ活動の充実や市民による「まちづくり推進会議」の設立支援など協働のまちづくりの推進、及びすべての連携の下、地域課題を解決するまちづくりを目指すことを位置づけています。

市では、これらに基づき、平成20年6月に「市民と行政の協働指針」を策定し、協働のまちづくりを推進する基本的な事項を示し、市民と行政の協働に取り組んできました。具体的な取り組みの一つとして、市民活動センターを平成20年10月に設置し、地域型コミュニティ組織（自治組織「区等」）及び目的型コミュニティ組織（NPO、ボランティア団体等）が行う市民活動が自主的・自発的に行えるよう、情報の共有化や交流の場としての拠点づくりを目指してきました。しかしながら、現状では、地域型コミュニティ組織と目的型コミュニティ組織の連携や情報の共有化も十分とは言えない状況で、今後「市民活動のあり方について」検討していくところです。また、自治組織（区）については、市民と行政の協働に向けた「区のあり方」について区長会を中心に検討していきます。

さて、今日の社会経済情勢の急激な変化による市民ニーズの多種多様化、厳しい行財政状況、また地方分権の進展などから、これまで行政がほとんど担ってきた公共的サービスは、行政だけで対応できなくなり、市民が行政施策に参画しやすい環境づくりと市民一人ひとりが自ら地域の課題の解決に積極的に取り組む意識啓発を通じたシステムが求められています。昨年3月の東日本大震災や栄村の震災などから、支え合う地域社会づくりを目指した地域コミュニティや、ボランティアなど市民活動が重要となってきました。また、その自主自立する地域コミュニティや市民活動と行政がどのように協働していくかが問われております。

このことから、貴地域審議会において、各地域の特性を考慮し、全市的な視野における地域コミュニティや市民活動と市との協働のあり方とその推進のための行政システムのあり方について審議をいただきたく、「市民と行政の協働に向けた、行政システムのあり方」と題した諮問に対する審議をいただき答申をお願い申し上げます。